## 第9回新発田市入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	平成1	9年7月9日(月) 新発田市役所3階会議室	
内 容	<ul> <li>・委員長あいさつ</li> <li>・議事 <ul> <li>(1)抽出工事等の審議について</li> <li>(2)第10回委員会開催に伴う抽出委員の指定について</li> <li>(3)その他</li> </ul> </li> </ul>		
委 員 (委員数5名) (出席数5名)	委 委 委 委 委	鳴海 惇 (税理士) (出席)         山田 耕太 (大学教授) (出席)         岡村 愛子 (公募委員) (出席)	
審議対象期間	平成1	平成19年1月1日~平成19年4月30日	
抽出案件	10件(対象工事総件数93件)		
制限付一般競争入札	2件	・駅補第23号 新発田駅前広場キャノピー建築工事 ・駅補第17号 新発田駅中央公園線キャノピー新築工事	
公募型指名競争入札	3件	·受託第 33 号 西園幼稚園外壁改修工事 ·受託第 21 号 移動脱水車車庫建設工事 ·教受第 37 号 七葉小学校特殊学級増築工事	
通常指名競争入札	3件	<ul> <li>道新繰第1号</li> <li>七軒町寺町線他改良工事</li> <li>道新第39号</li> <li>元海2号線他改良工事</li> <li>道新第37号</li> <li>長塚枯松線改良工事</li> </ul>	

	随意契約	2件	<ul><li>・受託第1号</li><li>選挙ポスター掲示場撤去工事</li><li>・受託第35号</li><li>旧勤労青少年ホーム外周フェンス設置工事</li></ul>
	   からの意見・質     それに対する回答	別紙のとおり	
委員具申内	員会による意見の 内容	特になし	
その	D他	傍聴者 1名	

意 見 ・ 質 問	回 答
1 開会	
2 あいさつ	
・柳委員長あいさつ	
3 議事	
(1)抽出工事等の審議について	
【制限付一般競争入札について】	(抽出案件中、制限付一般競争入札2件の概
	要について説明)
・予定価格を事前公表した入札は今回の審議	・入札制度改革により、平成 19 年の 5 月か
で終わるということか。	ら予定価格の事前公表をとりやめたので、次
	回の案件からは全て予定価格は事後公表の
	ものとなる。
<b>エ</b> 日人田○海州 1 1 →	
・委員会用の資料として、請負者ごとに総額	・了解
に対する割合や総件数に対する割合を示し   た資料を提示してほしい。また、次回は、今	
「回の分についても提示してほしい。	
Boyne over Content of Carove	
・新発田駅前広場キャノピー建築工事と新発	  ・建設工事のAランクで、市内に本社を有す
田駅中央公園線キャノピー新築工事の2件	る者は8者、市内に営業所を有する者は12
の入札参加業者がほぼ同じであるが、このほ	者、合計20者である。
かに参加できる者はいるのか。建築工事のA	
ランクの業者は何者いるのか。	
・市内に本社のある者は全員参加している	
が、営業所のある者の参加が少ない。	
入札金額の差が少なく、恣意的、意図的な 印象を受ける。我々がどういうことができる	
か、そういう視点で委員の皆さんの意見をお	
が、 とういう	
・駅前のキャノピー(雨よけ)の設置は、市	・デザイン検討委員会で審査してもらい、ま

民の意見は反映されているのか。

【公募型指名競争入札について】

・移動脱水車車庫建設工事について、入札参加申込をしたのに辞退したり、予定価格を事前公表しているのにそれを上回る入札で無効となった者に対し、何かペナルティはないのか。

・今後このようなことに対してのペナルティ については、当委員会でも検討した方がよい と思われる。

## 【通常指名競争入札について】

・この3つの案件は、指名業者が似ている。 また、4位と5位の金額が、あまり差が無い ように思われる。

また、七軒町寺町線改良工事では、最高価格と最低価格の差がかなりあるが、積算の差はそんなに出るものなのか。

・入札価格が接近するのもあり得るということか。

・紫雲寺記念公園案内表示板設置工事では、 落札率が63.95%とかなり低いが、これ はどうか。 た、市政懇談会で意見を聴くなどして、段階 を踏んで決めている。

(抽出案件中、公募型指名競争入札3件の概要について説明)

・公募型指名競争入札であるので、参加希望 者が自ら申込んできたものであり、それを入 札参加資格審査し、指名通知をして入札の事 務を進めているのに対し、このような事にな るのは、委員のいうとおり非常に困ることで ある。当該業者の代表者に対し口頭で注意を したところである。

(抽出案件中、通常型指名競争入札3件の概要について説明)

・業者が積算する場合は、現在は非常に優秀な積算ソフトが売られており、設計額とほぼ同じ見積金額を出せるようになっている。あとは、業者がどこでどれだけ値を下げられるかによる。

・県が単価や歩掛りを公表していることもあり、その時その時の単価の変動により若干の 差は出ると思うが、我々が積算した額と業者 の積算する額は、ほとんど差がないと思われる。

・この工事については、看板のプリントがあり、この部分についての単価が業者によりかなり差があるためと考えられる。

## 【随意契約について】

・選挙ポスター掲示場撤去工事について、4 42箇所の撤去ということだが、1箇所当り どれ位の仕事量になるのか、また、その仕事 量に対する価格は妥当か。

(3) その他

- ・(質問・意見等なし)
- ・次回の事案抽出を柳委員長に委任。
- 4 閉会

(抽出案件中、随意契約2件の概要について 説明)

・この工事は、撤去の手間賃だけではなく、 仮設材の清掃、集積、運搬、返却等の作業も あり、どちらかというとこちらの費用の方が 高くなっているので、妥当な価格だと考えて いる。

## 抽出案件数の変更について

入札制度改革により、原則、制限付一般競争入札となった。しかしながら、工事の内容によっては公募型指名競争入札や通常型指名競争入札もあり得ることから、抽出案件数を変更して、制限付一般競争入札の抽出案件数を増やし、公募型指名競争入札と通常型指名競争入札の抽出案件数を減らしたもの。